

業 務 災 害 防 止 規 則

農業労災事務センター特定農作業部会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 農業労災事務センター特定農作業部会（以下「センター特定部会」という）の会員は、この規則を順守して、農業労働災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において特定農作業とは、年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模（この基準を満たす営農集団を含む）で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者含む）であり、次の各号までの作業に従事する者をいう。

- 一 動力により駆動される機械を使用する作業
- 二 高さが2m以上の箇所における作業
- 三 サイロ、むろ等の酸素欠乏作業
- 四 農薬の散布の作業
- 五 牛・馬・豚に接触し、又は接触する恐れのある作業

2 この規則において特定農作業従事者とは、前項の作業により、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う者をいう。

(特定農作業に従事できない場合)

第3条 会員は、心身に重大な欠陥があるため、安全性を守り得ない場合には、特定農作業に従事しないものとする。

(安全管理の指導)

第4条 会員は、行政庁、都道府県農作業安全推進本部、農業協同組合等が行う特定農作業の安全確保に関する指導を受けるものとする。

(特定農作業に従事する場合の資格)

第5条 特定農作業従事者は、当該作業に従事する場合において、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という）第20号各号に規定する業務を行うときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という）第61条第1項に規定する資格を取得しなければならないものとする。

(特定農作業に従事する場合の特別教育)

第6条 特定農作業従事者は、当該作業に従事する場合において、労働安全衛生規則（昭

和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という)第36条各号に規定する業務を行うときは、安衛法第59条第3項に規定する特別の教育を受けるものとする。

(定期健康診断)

第7条 特定農作業従事者は、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を受けるものとする。

- 一 既往症及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 前項各号に掲げる健康診断の項目のうち、25歳以上の者に係る身長の検査、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は結核発病のおそれがないと診断された者に係る喀痰検査及び35歳未満又は36歳以上40歳未満の者に係る貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査並びに心電図検査については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができるものとする。

(夜間における照明)

第8条 特定農作業従事者は、夜間に当該作業を行う場合には、当該作業を安全に行うために必要な照明を用いるものとする。

(障害物に対する注意)

第9条 特定農作業従事者は、当該作業を行う場合には、路面、ほ場及び畦畔の乾湿、傾斜、凸凹等の状態及びかん排水溝その他の障害物の状態に注意するものとする。

第2章 動力機械の使用に関する事項

(動力機械の規格等)

第10条 特定農作業従事者は、動力機械を使用する場合には、安衛法第42条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものを使用するものとする。

(動力機械の安全装置等)

第11条 特定農作業従事者は、動力機械の原動機、回転軸、歯車、ブリー、ベルト等の危険箇所には、安全装置、覆い、囲い等危険を防止するための装置（以下「安全装置等」という）を設けるものとする。

(安全装置等の管理)

第12条 特定農作業従事者は、動力機械の安全装置等について次の事項を遵守するものとする。

- 一 安全装置等が有効な状態で使用されるよう、それらの点検及び整備を行うこと
- 二 安全装置等を取り外し又はその機能を失わせないこと。ただし、整備その他の特別の理由により臨時に安全装置等を取り外す必要がある場合は、この限りでないこと。この場合において、その必要がなくなった後、直ちにこれを現状に復すること。
- 三 安全装置等が機能を失ったことを発見した場合は、速やかにその補修を行うこと。

(動力機械の動力遮断装置)

第13条 特定農作業従事者は、動力機械には動力遮断装置を設けるものとする。

(作業時の服装等)

第14条 特定農作業従事者は、動力機械に頭髮又は被服が巻き込まれることのないよう、適当な作業帽、作業服等災害防止に必要な保護具を着用するものとする。

(道路交通法及び道路運送法車両法の遵守)

第15条 特定農作業従事者は、その使用する動力機械が道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める自動車に該当し、同法に定める道路上を運行する場合には、同法を遵守して道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るものとする。

2 特定農作業従事者は、その使用する動力機械が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車に該当する場合には、同法に定める自動車に係る道路運送車両法保安基準に適合したものを使用するとともに、車両の登録整備等について同法を遵守するものとする。

(動力機械の能力を超える使用の禁止)

第16条 特定農作業従事者は、動力機械の能力を超えて当該動力機械を使用してはならない。

(主たる用途以外の使用の禁止)

第17条 特定農作業従事者は、動力機械をその主たる用途以外の用途に使用してはならない。

(作業開始前の点検整備)

第18条 特定農作業従事者は、動力機械の原動機、操縦装置、制動装置、車両又は無限軌道、警音器、方向指示器、燈火装置、後写鏡、昇降装置、加圧装置の安全弁及び作業機の連結又は装着部並びに燃料オイル及び冷却水の有無について、その日の作業を開始する前に点検整備するものとする。

(ラジエーター、バッテリー等の点検整備における注意)

第19条 特定農作業従事者は、動力機械を用いて当該作業を行う場合にはラジエーターの点検、冷却水の補充、バッテリーの点検、バッテリー液の補充その他沸騰又は爆発を防止する措置を講じた後に特定農作業を行うものとする。

(動力機械の運転停止)

第20条 特定農作業従事者は、動力機械の掃除、給油、検査、修理、調整、部品の取り替え、内容物の取り出し等の作業を行うときは、動力機械の運転を停止するものとする。

(石等の飛散による災害の防止)

第21条 特定農作業従事者は、動力機械を用いて当該作業を行う場合には石、木片等の飛散による災害の防止に努めるものとする。

(動力機械の転倒等の防止)

第22条 特定農作業従事者は、動力機械を用いて当該作業を行う場合には、動力機械の転倒、転落又は接触による危険を防止するため、必要な幅員の確保、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止、運転者以外の者の動力機械の可動範囲内への立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

(運転位置から離れる場合の措置)

第23条 特定農作業従事者は、動力機械の運転位置から離れるときは、次の措置を講ずるものとする。

- 一 荷役装置及び作業装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等により動力機械の逸走を防止する措置を講ずること

(荷の積載)

第24条 特定農作業従事者は、動力装置に荷を積載するときは、次に定めるところによるものとする。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること
- 二 荷崩れ又は荷の落下による危険を防止するため、荷のロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること

(動力装置の移送)

第25条 特定農作業従事者は、動力機械を移送するため自走又は牽引により貨物自動車に積卸しを行うときは、次に定めるところによるものとする。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当な勾配を確保すること。

(無人航空機を使用する者の守るべき事項)

第25条の2 特定農作業従事者のうち、航空法第2条第2項に規定する無人航空機を使用する者は、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針(平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知)」を遵守しなければならない。

第3章 高所作業に関する事項

(墜落による危険の防止)

第26条 農作業従事者は、高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く)で特定農作業を行う場合には、墜落による危険を防止するため足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けるものとする。

- 2 農作業従事者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で特定農作業を行う場合には、墜落による危険を防止するための囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という)を設けるものとする。
- 3 農作業従事者は、第1項の規定により作業床を設けることが困難なとき又は第2項の規定により囲い等を設けることが困難なとき若しくは作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、安全带を使用する等墜落による危険を防止するための措置を講ずるものとする。

(足場の材料等)

第27条 農作業従事者は、前条第1項の足場の材料については、著しい損傷、変形又は

腐食のあるものを使用しないものとする。

第4章 酸素欠乏危険場所における作業に関する事項

(定義)

第28条 この章において酸素欠乏危険場所とは、穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、趣旨の発芽又はきのか類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫又はピットの内部をいう。

(作業環境測定)

第29条 農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合には、作業を行う前に、当該酸素欠乏危険場所における空気中の酸素の濃度を測定するものとする。

(換気)

第30条 農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合には、当該酸素欠乏危険場所における空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気をすることができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

(保護具の使用)

第31条 農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合であって前条但し書きに該当するときは、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを使用するものとする。

(安全帯の使用)

第32条 農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合であって酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、安全帯その他の命綱を使用するものとする。

(立入禁止)

第33条 農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合には、当該作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示するものとする。

第5章 農薬散布作業に関する事項

(保護具の使用)

第34条 特定農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合には、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具、保護手袋等適切な保護具を使用するものとする。

(風下での作業の禁止)

第35条 特定農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合には、散布した農薬を吸入し、又は直接皮膚に接触することを防止するため、風上に位置して当該作業を行うものとする。

(洗眼等)

第36条 特定農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合には、身体に付着した農薬を除去するための洗眼、洗身、うがい等を行うとともに、衣服に付着した農薬の洗浄を行うものとする。

(農薬の貯蔵)

第37条 特定農作業従事者は、農薬を取り扱うときは、当該農薬がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないように貯蔵するものとする。

第6章 牛・馬・豚の飼育作業等に関する事項

(移動させる場合の危険の防止)

第38条 農作業従事者は、飼育する牛、馬及び豚の角、牙、後足等により身体に危害を及ぼさないよう注意するものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、センター特定部会が農業労災事務センター特定部会として福岡労働局長の承認を受けた日から施行する。

この規則は、平成28年6月30日に改正する。